

6月1日(土)
オープン

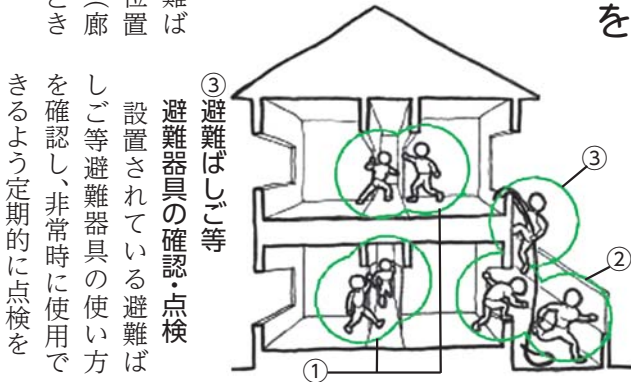
シニア世代の活動拠点 西新宿シニア活動館

利用説明会に
ご参加を

【施設の概要】
★所在地【西新宿4―8―35】
【主な施設】活動室（3室）・調理室・和室・談話室
【休館日】年末年始（12月29日、1月3日）
★団体登録・団体利用
利用する団体は、事前に登録してください。
【登録団体の要件】次のいずれかを満たす団体
▼区内在住で50歳以上の方5名以上で構成
▼シニア世代を対象とした健康・福祉の増進に向けた活動を実施
【団体の利用時間】
▼午前：午前9時～12時
▼午後：午後1時～5時
▼夜間：午後6時～10時
【利用料金】無料
●団体登録・団体利用の申し込み
利用する日の属する月の2か月前の月の第4土曜日から申請できます。

★個人利用
区内在住の50歳以上の方が対象です。利用には申請が必要です。6月1日(土)から西新宿シニア活動館で受け付けます。
※6月1日(土)・2日(日)はオープニングイベント開催のため、団体利用はできません。
6月の利用は、4月23日(火)の説明会（左記参照）で受け付けるほか、4月24日(水)～5月31日(金)は高齢者福祉課高齢者事業係で受け付けます。7月の利用は、6月1日(土)から西新宿シニア活動館で受け付けます。
【日時】4月23日(火)午後2時～3時30分
【内容】利用案内、指定管理者の紹介、団体登録と6月の団体利用申請の受け付け等
【説明会の会場 申込み】当日直接、角苦地域センター（西新宿4―33―7へ）。

避難経路を確保し 避難器具の確認を
ビルや共同住宅の
火災に備えましょう
多くの人が利用する建物の火災に備えて、日ごろから安全の確認を行いましょう。
【問合せ】建築指導課（本庁舎8階）☎(5273)3735・☎(3209)9227へ。



「特殊建築物」 「建築設備」「昇降機」は 定期的な診断を

建物の診断結果を ご報告ください

建築物等は、火災や地震等での大きな被害や事故の発生を未然に防ぐため、適切に維持管理することが必要です。
不特定多数の方が利用する特殊建築物、換気設備などの建築設備、エレベーターなどの昇降機の所有者・管理者の方には、定期的（1年または3年に1回）に建築物の構造・設備等を調査・検査し、結果を区に報告することが

建築物等は、火災や地震等での大きな被害や事故の発生を未然に防ぐため、適切に維持管理することが必要です。
不特定多数の方が利用する特殊建築物、換気設備などの建築設備、エレベーターなどの昇降機の所有者・管理者の方には、定期的（1年または3年に1回）に建築物の構造・設備等を調査・検査し、結果を区に報告することが

建築物等は、火災や地震等での大きな被害や事故の発生を未然に防ぐため、適切に維持管理することが必要です。
不特定多数の方が利用する特殊建築物、換気設備などの建築設備、エレベーターなどの昇降機の所有者・管理者の方には、定期的（1年または3年に1回）に建築物の構造・設備等を調査・検査し、結果を区に報告することが

建築物等は、火災や地震等での大きな被害や事故の発生を未然に防ぐため、適切に維持管理することが必要です。
不特定多数の方が利用する特殊建築物、換気設備などの建築設備、エレベーターなどの昇降機の所有者・管理者の方には、定期的（1年または3年に1回）に建築物の構造・設備等を調査・検査し、結果を区に報告することが

定期報告の対象となる建築物・建築設備等

	用 途	報告の対象となる規模	報告時期（下記※1）
特殊建築物等	①劇場・映画館・演芸場	用途の床面積が200㎡を超えるもの(用途が1階にない建築物は100㎡を超えるもの)	11月1日～翌年1月31日 (毎年報告) 25年度の調査・報告が必要
	②観覧場(屋外観覧席のものを除く)・公会堂・集会場	3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの、または用途の床面積が200㎡を超えるもの(平屋建てで客席および集会室の床面積の合計が400㎡未満の集会場を除く)	
	③旅館・ホテル	3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもので、用途の床面積が3,000㎡(旅館、ホテルは2,000㎡)を超えるもの	
	④百貨店・マーケット・勝馬投票券発売所・場外車券売場・物品販売業を営む店舗		
	⑤地下街	用途の床面積が1,500㎡を超えるもの	
	⑥病院・診療所(患者の収容施設があるものに限る)・児童福祉施設等	3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの、または用途の床面積が300㎡を超えるもの(平屋建てで床面積の合計が500㎡未満のものを除く)	25年5月1日～10月31日 (3年ごとの報告) 25年度の調査・報告が必要
	⑦旅館・ホテル(③を除く)		
	⑧学校・体育館	3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの、または用途の床面積が2,000㎡を超えるもの	
	⑨博物館・美術館・図書館・ボウリング場・スキー場・スケート場・水泳場・スポーツの練習場		
	⑩下宿・共同住宅・寄宿舎の用途と、この表(⑭を除く)の用途の複合建築物	5階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもので、用途の床面積が1,000㎡を超えるもの	
	⑪百貨店・マーケット・勝馬投票券発売所・場外車券売場・物品販売業を営む店舗(④を除く)	3階以上(⑫は地下か3階以上)にあり用途の床面積が100㎡を超えるもの、または用途の床面積が500㎡を超えるもの	26年5月1日～10月31日 (3年ごとの報告)
	⑫展示場・キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・公衆浴場・待合・料理店・飲食店		
	⑬複合用途建築物(⑩⑭を除く)		
	⑭事務所・そのほかこれに類するもの	用途の床面積が1,000㎡を超えるもの(5階建て以上の建築物で延べ面積が2,000㎡を超えるもののうち、3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるものに限る)	27年5月1日～10月31日 (3年ごとの報告)
建築設備	⑮下宿・共同住宅・寄宿舎	5階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもので、用途の床面積が1,000㎡を超えるもの	
	⑯換気設備(自然換気設備を除く) ※2 排煙設備(排煙機・送風機があるもの) 非常用の照明装置 給排水配管設備(給水タンク等を設置するもの)	①～⑮に設置するもの ※3	
昇降機等 ※4	⑰エレベーター(工場などの労働安全衛生法の性能検査を受けているものを除く) エスカレーター 小荷物専用昇降機(テーブルタイプを除く) 遊戯施設等(乗用エレベーター・エスカレーターで観光用のものを含む)		毎年報告 (前年の報告日の翌日から起算して1年を経過する日まで。遊戯施設は、6か月ごとに報告) 25年度の調査・報告が必要

※1 新築の建築物の報告時期は、検査済証の交付を受けた直後の時期を除く
※2 換気設備は、火気使用室・窓のない居室・集会場等の居室に設けられた機械換気設備のみ対象
※3 共同住宅の住戸内は定期調査・検査結果の報告対象から除く
※4 昇降機は、一戸建て・長屋・共同住宅の住戸内に設置したもの(例:ホームエレベーター)を除く